## 愛媛県「特定非営利活動法人情報公開書類」電子公開等規約

(目的)

第1条 特定非営利活動促進法(平成10年法第7号。以下「法」という。)では、「特定非営利活動法人(以下「法人」という。)は、自らの情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべき」との考えにより、法人の情報公開の規定がおかれています。愛媛県(以下「県」という。)では、法の趣旨を尊重し、県民が法人情報を閲覧する機会を拡充することで、法人制度に対する理解を促進することを目的に、県が管理するホームページ「愛媛ボランティアネット」(以下「ホームページ」という。)において、法に基づく特定非営利活動法人の各種認証申請の公表に加え法人の情報公開書類(以下「公開書類」という。)の一部等を公開します。

## (公開書類)

第2条 ホームページ上で公開する書類等は、別表1のとおりとします。ただし、プライバシー保護の観点から、役員の住所(又は居所)については非公開とします。

(公開の方法)

第3条 公開書類は、受付後、速やかに電子ファイル化し、ホームページ上に公開するものとします。 2 公開の期間は、法第10条第2項に準じた期間とします。

(法人の自己責任)

- 第4条 公開する書類は、法に基づき、法人から提出があった書類であり、書類の内容に関する照 会及び公開に関して生じた問題については、当該法人の責任で解決するものとします。
- 2 県は、本規約に基づいて情報公開を行ったことに起因し、又は関連して生じた一切の損害について、賠償責任を負いません。

(規約の変更等)

第5条 県は、必要に応じて本規約の変更等ができるものとします。また、変更等を行った場合は、 当該ホームページに掲載する等により周知します。

(市町への事務処理権限の移譲に伴う特記事項)

第6条 本規約に基づくホームページ上での公開は、特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)第26条により事務処理を行うこととなった市町のいずれかだけに事務所を置く特定非営利活動法人についても実施します。

(その他)

第7条 県は、その他法定事務(各種届出や提出書類等)の履行状況を必要に応じて情報提供できるものとします。

附則

この規約は、平成19年11月16日から施行します。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行します。

附則

この規約は、平成21年3月25日から施行します。

この規約は、平成24年4月1日から施行します。 附 則

この規約は、平成24年11月1日から施行します。 附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行します

別紙1

			,	
	公表内容	区分	縦覧書類のうちホームペー ジで公開する書類	備考
認証	1 認証申請の区	設立認証申請	1 定款	
申請時	分		2 役員名簿	
	2 申請書受理年		3 設立趣旨書	
	月日		4 設立当初の事業年度及び	
	3 特定非営利活		翌事業年度の事業計画書	
	動法人の名称		5 設立当初の事業年度及び	
	4 代表者の氏名		翌事業年度の活動予算書	
	5 主たる事務所	定款変更認証	1 変更後の定款	2は、所轄庁の変
	の所在地	申請	2 役員名簿	更を伴う場合の
	6 定款に記載さ		3 変更当初の事業年度及び	み
	れた目的		翌事業年度の事業計画書	3及び4は、事業
			4 変更当初の事業年度及び	内容の変更を伴
			翌事業年度の活動予算書	う場合のみ
		合併認証申請	1 合併後の定款	
			2 合併後の役員名簿	
			3 合併趣旨書	
			4 合併当初の事業年度及	
			び翌事業年度の事業計画書	
			5 合併当初の事業年度及	
			び翌事業年度の活動予算書	

※「役員名簿」の住所(又は居所)については、非公開とします。